

陳 情 一 覧 表

平成 26 年 6 月盛岡市議会定例会 (平成 26 年 6 月 9 日)

受理 番号	受理年月日	陳 情 の 要 旨	提 出 者
1	H26. 3. 27	住民の安全・安心を支える公務・ 公共サービスの体制・機能の充実 を求める陳情	盛岡市紺屋町 7-26 盛岡公共職業安定所内 岩手県国家公務関連労働組合共闘 会議 議長 古澤 篤志
2	H26. 5. 29	地方自治体における政党機関紙 「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・ 販売について自治体独自での実 態調査及び是正を求める陳情	福岡県 ██████████ 小坪 慎也
3	H26. 5. 29	地方自治体における政党機関紙 「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・ 販売について実態調査を要請す る意見書の採択を求める陳情	福岡県 ██████████ 小坪 慎也

2014年3月24日

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める
陳情書

盛岡市議会議員 殿

020-0885

岩手県盛岡市紺屋町7-26

盛岡公共職業安定所内

岩手県国家公務関連労働組合共闘会議

電話019-626-2450

議長 古澤 篤 志



【陳情趣旨】

東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かつず、復旧・復興に向けて全力でとりくんでいます。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮しています。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などのとりくみは極めて困難であったと考えられます。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠なことが改めて明らかになりました。

その一方で、現在の都道府県制度をなくし、社会福祉と社会保障、公共施設の維持管理などを道州に丸投げする「道州制」導入の議論が活発化しています。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民のくらし・福祉・教育などに関わる国家責任が大きく後退すること、また、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大がいつそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念されます。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けています。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっています。こうしたなかで、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠です。

出先機関の原則廃止をはじめとする「地方分権改革」や「道州制」は、地方において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものです。

つきましては、以下の項目について、国に対して要請していただくようお願いいたします。

【陳情項目】

1. 憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかってください。
2. 防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかってください。

以上



地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情

盛岡市 議会議長

陳情の要旨

- 1・職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況・勧誘実態について実態調査を求める。
- 2・議員からの圧力・心理的強制について疑われる事例がないか実態調査を求める。
- 3・所管する公共施設、消防署・図書館、第三セクター等についても同様の実態調査を求める。
- 4・問題があった場合は、調査結果の公開、及び是正処置等の対応・指導を求める。

陳情の理由

日本共産党は、収入が300億円以上あり日本一政治資金が多い政党である。そのうち250億円が機関紙収入とされ、「しんぶん赤旗」を主としている。赤旗の購読は「日本共産党への政治献金」の側面が否めず、職場での大量購読は地方公務員法で定める「政治的中立性」に疑念を持たせかねない。政治及び行政への信頼を傷つける行為であり、早期の是正処置が必要であるため。

問題の概要 ～ 一般質問と報道

添付資料にある行橋市（福岡県）の場合、日曜版配布後の職場内は赤旗まみれであると一般質問でとりあげ、市民から『市は共産党員が多いのか』と誤解を受けていると指摘している。廊下など市民が見える位置からでもこのような有り様であり、これでは公務員（自治体職員）の政治的中立性が疑われたとしても仕方がない状態であった。

議員という強い立場からの職員への勧誘

問題の本質は、共産党に所属する議員・元議員という立場の強い者が職務時間中の市職員に対し赤旗の勧誘を行っている点にある。部長級級の多くが購読しているのが実態であったが、これでは「議員による職員への心理的強制」を疑われても仕方がない。さらに、一般質問の答弁より「庁舎内での集金」まで行っていた事実が発覚している。本件は添付資料のように産経新聞にて大きく報道された。テレビ報道においても「たかじんNOマネー」にて三橋貴明氏らにより「ニュースを疑え・しんぶん赤旗編」（平成26年2月22日放送）として取り上げられている。

共産党市議による勧誘の実態

報道においては、係長級昇任時に日曜版、課長昇任時に日刊紙の購読を共産党市議に持ちかけられたとインタビューに答えている。共産党が議会での追求が非常に厳しいこと、他の管理職も大半が購読しており断わるわけにはいかないと思った、とある。日刊紙は月額3,400円、日曜版は800円である。両方を購読した場合は月額4,200円、年額で50,400円と決して安くはない。財形貯蓄並の金額を払い続ける理由はどこにあるのか。

全国的に悪しき慣例となっている可能性が極めて高い。結果的に黙認してきた自治体も多いのではないかと懸念されている。

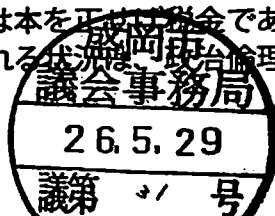
悪しき慣例は断ち切るべきだ

「これくらい」と容認してきた経緯もあるのだろうが、冒頭のように日本共産党は300億以上の収入を得ている日本一政治資金が多い政党である。特に日刊紙の場合は、共産党市議が勧誘した自治体職員が占める割合は相当なものだという指摘もある。このような疑いを放置することは、当該政党にとっても名誉なことではない。護憲を強く謳う政党である以上、ルールについても厳格に守って頂けると固く信じている。

職場内で勧誘を受けた購読者は（職場内ゆえ職務命令をもって）一旦は全員解約、一年程度の期間において希望者のみ自宅への配布が望ましいと考える。少なくとも勧誘・集金については禁止処置が妥当である。

政党機関紙を販売し、それをもって政治活動の原資とすることは素晴らしいことだ。しかし、それが議員という立場ゆえのことであれば許されてよいはずがない。政党機関紙であるため大きな選挙の際は、明確に候補者名も記載されている。公共施設においては、元来より厳格な対応が必要だ。

公務員の給与は本を正統な税金である。議員という強権をもって公金を政治資金にロンダリングしていると疑われる状況は、政治倫理上あってはならない。実態調査及び早期の是正が必要である。



平成26年5月26日 小坪 慎也

住所：
連絡先：

【政党機関紙「しんぶん赤旗」の庁舎内での勧誘、配布、販売について】で検索してください。一般質問時の議事録・報道資料・共産党から声明など、全ての資料をHPにてまとめています。

地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情

盛岡市 議会議長

陳情の要旨

- 1・職場における公務員の政党機関紙各紙の購読状況・勧誘実態について全国的な実態調査を求める。
- 2・議員からの圧力・心理的強制について疑われる事例がないか全国的な実態調査を求める。
- 3・所管する公共施設、消防署・図書館、第三セクター等についても同様の実態調査を求める。
- 4・問題があった場合は、調査結果の公開、及び所管省庁による是正処置等の対応・指導を求める。

陳情の理由

日本共産党は、収入が300億円以上あり日本一政治資金が多い政党である。そのうち250億円が機関紙収入とされ、「しんぶん赤旗」を主としている。赤旗の購読は「日本共産党への政治献金」の側面が否めず、職場での大量購読は地方公務員法で定める「政治的中立性」に疑念を持たせかねない。政治及び行政への信頼を傷つける行為であり、早期の是正処置が必要であるため。

問題の概要 ～ 一般質問と報道

添付資料にある行橋市（福岡県）の場合、日曜版配布後の職場内は赤旗まみれであると一般質問でとりあげ、市民から『市は共産党員が多いのか』と誤解を受けていると指摘している。廊下など市民が見える位置からでもこのような有り様であり、これでは公務員（自治体職員）の政治的中立性が疑われたとしても仕方がない状態であった。

議員という強い立場からの職員への勧誘

問題の本質は、共産党に所属する議員・元議員という立場の強い者が職務時間中の市職員に対し赤旗の勧誘を行っている点にある。部長級級の多くが購読しているのが実態であったが、これでは「議員による職員への心理的強制」を疑われても仕方がない。さらに、一般質問の答弁より「庁舎内での集金」まで行っていた事実が発覚している。本件は添付資料のように産経新聞にて大きく報道された。テレビ報道においても「たかじんNOマネー」にて三橋貴明氏らにより「ニュースを疑え・しんぶん赤旗編」（平成26年2月22日放送）として取り上げられている。

共産党市議による勧誘の実態

報道においては、係長級昇任時に日曜版、課長昇任時に日刊紙の購読を共産党市議に持ちかけられたとインタビューに応じている。共産党が議会での追求が非常に厳しいこと、他の管理職も大半が購読しており断わるわけにはいかないと思った、とある。日刊紙は月額3,400円、日曜版は800円である。両方を購読した場合は月額4,200円、年額で50,400円と決して安くはない。財形貯蓄並の金額を払い続ける理由はどこにあるのか。

全国的に悪しき慣例となっている可能性が極めて高い。結果的に黙認してきた自治体も多いのではないかと。

悪しき慣例は断ち切るべきだ

「これくらい」と容認してきた経緯もあるのだろうが、冒頭のように日本共産党は300億以上の収入を得ている日本一政治資金が多い政党である。特に日刊紙の場合は、共産党市議が勧誘した自治体職員が占める割合は相当なものだという指摘もある。このような疑いを放置することは、当該政党にとっても名誉なことではない。護憲を強く謳う政党である以上、ルールについても厳格に守って頂けると固く信じている。

職場内で勧誘を受けた購読者は（職場内ゆえ職務命令をもって）一旦は全員解約、一年程度の期間において希望者のみ自宅への配布が望ましいと考える。少なくとも勧誘・集金については禁止処置が妥当である。

政党機関紙を販売し、それをもって政治活動の原資とすることは素晴らしいことだ。しかし、それが議員という立場ゆえのことであれば許されてよいはずがない。政党機関紙であるため大きな選挙の際は、明確に候補者名も記載されている。公共施設においては、元来より厳格な対応が必要だ。

公務員の給与は本を正せば税金である。議員という強権をもって公金を政治資金にロンダリングしていると疑われる状況は盛岡市有倫理上あってはならない。実態調査及び早期の是正が必要である。

盛岡市議会事務局

26.5.29

議第 〇〇 号

平成26年5月26日 小坪 慎也

住所：
連絡先：

【政党機関紙「しんぶん赤旗」の庁舎内での勧誘、配布、販売について】で検索してください。一般質問時の議事録・報道資料・共産党から声明など、全ての資料をHPにてまとめています。